

栃木県民牛乳消費拡大月間の制定について

令和5(2023)年7月13日 農政部畜産振興課

生乳生産量本州第1位の当県において、8月と12月を新たに栃木県民牛乳消費拡大月間に制定し、「とちぎ☆夏ミルク・とちぎ☆冬ミルク」をキャッチコピーとして、県産牛乳の消費拡大を図る。

1 趣 旨

これまで一般社団法人Jミルクが定めた6月の「牛乳月間」に合わせ、本県も牛乳の消費拡大に取り組んできたが、酪農家の経営が厳しい状況の中、牛乳の消費が落ち込む時期を、新たに「栃木県民牛乳消費拡大月間」として制定し、酪農・牛乳への県民の理解を深め、県民運動として牛乳の消費拡大を図るもの。

2 期 間

- ・牛乳月間：6月1日～30日
 - ・とちぎ☆夏ミルク：8月1日～31日
 - ・とちぎ☆冬ミルク：12月1日～31日
- } 新たに制定

3 実施内容

- ・ミルクキッチンカーによる重点販売（7月13日(木)にお披露目式）
※県内各地のイベント会場等に今年度末までに40回程度出展
実施主体：栃木県牛乳普及協会（県補助金1/2）
- ・SNS等による牛乳消費拡大月間の周知・PR
- ・牛乳普及協会によるプレゼントキャンペーン
- ・県庁生協において牛乳乳製品の販売 等



ミルクキッチンカーイメージ図